

第16回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成22年12月1日(水)午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

安部秀法, 石津隆生, 上田昭典, 柏原清純, 坂下宗生, 佐藤元宣, 関根澄子,
肥後正徳, 藤井紀子, 山城 滋, 渡邊由香里(五十音順, 敬称略)

[説明者]

藤本事務局長, 大江首席家庭裁判所調査官, 明比家事首席書記官,
永井少年首席書記官, 河野次席家庭裁判所調査官, 下地主任家庭裁判所調査官

[事務担当者]

今田総務課長, 田中総務課課長補佐, 池田庶務係長

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員会の傍聴についての報告

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から4人の委員が傍聴する
旨報告

3 委員異動報告

(1) 平成22年7月1日付け新任

上田昭典

(2) 平成22年8月2日付け新任

原田慧子

4 新任委員あいさつ, 自己紹介

5 委員長選任

上田委員を委員長に選任した。

6 職務代行者の指名

委員長が関根委員を委員会規則 6 条 3 項にかかる職務代行者として指名した。

7 委員会の傍聴についての報告

事務局において傍聴の手順及び申請書の様式を策定した。概要は次のとおりである。

- (1) 申請は書面を提出する方法による。
- (2) 申請書の提出期限は委員会開催日の 2 週間前までとする。
- (3) 総傍聴人数は 10 人までとし、傍聴希望者が 10 人を超える場合は抽選とする。
- (4) 事務局は、当該委員会の冒頭で、傍聴希望者の有無及び人数並びに抽選を行った場合にはその旨を委員会に報告する。

[委員]

- ・ 当委員会を一般市民が広く傍聴できるよう周知するのが相当であるが、広報についてはどのようにしたのか。

[説明者]

- ・ 当委員会の傍聴については、議事概要をホームページに掲載することにより、明らかにしている。周知の方法については、引き続き検討したい。

8 議事

少年係の家庭裁判所調査官が中心となって行っている「保護的措置」について

説明者による概要説明

[委員]

- ・ 保護的措置を実施するに当たっての問題点や課題はどこにあるのか。

[説明者]

- ・ 少年や保護者に対し、非行性除去のため、視聴覚教材を利用して、また、体験を話し合う等のプログラムを実施することにより指導している。少年事件の多くは保護処分に付されず、審判不開始又は不処分により終局している。比較的非行性の軽い段階で更生させるためには、保護的措置を行うのが効果的であるが、プログラムを実施できる回数は限られており、全少年を対象としているわけではない。また、個々の少年に適用するプログラムとすれば汎用性がなくなることから、

プログラムの内容が必ずしも全少年に効果的であるとは限らない。さらには、少年の匿名性、秘密性を担保する必要もある。したがって、保護的措置の効果を上げるため、対象となる少年の選定、実施するプログラムの内容等については、常に検討している。保護的措置について、対象となる少年をどう見極めるか、少年に対して、どのような働きかけを行えばよいのか、実施した効果をどう検証するのかといった課題があり、家裁に協力をいただける地域資源の開拓も課題である。これらの点についての意見を伺いたい。

[委員]

- ・ 対象者の選定あるいはプログラムの選定をした上で、実際に効果がなかったとの印象を持ったことがあるか。

[説明者]

- ・ プログラムの選定に関しては、例えば、被害者に謝罪すらしていない少年に、清掃活動等の社会に奉仕をさせる措置を講じてもあまり効果があるとは思われず、事案によってふさわしくないプログラムもある。それよりも、むしろ被害者の立場を理解させるプログラムを受けさせる方が好ましい場合もあり、プログラムの軌道修正を行うことがある。

[委員]

- ・ 保護的措置の対象になる事件は年間どれくらいあるのか。また、概要説明において、事件受付から処分が出るまでにおおむね3箇月くらいとの話があったが、その間、家裁はどのような関与をしているのか。

[説明者]

- ・ 清掃活動については、広島家裁本庁において年7回（対象事件数は21件）、交通講習（無免許運転を除く。）については、本庁及び各支部において年48回（対象事件数は400件）、交通講習（無免許運転）については、本庁及び各支部において年36回（対象事件数は164件）、被害を考える教室については、本庁と福山支部において年7回（対象事件数は83件）、再非行防止セミナーについては、年5回（対象事件数は56件）をそれぞれ実施している。

広島家裁管内では、少年事件のうち審判不開始及び不処分になるものが年間2000件程度あるが、このうちの34パーセントが前述の体系的なプログラムを経て終局している。残りの50パーセントは調査あるいは審判における個別的な保護的措置を経ている。よって、審判不開始及び不処分になる事件のうち約85パーセントが何らかの保護的措置を受けていることになる。

また、事件受付から処分までのおおむね3箇月間における家裁の関与は、事件によって千差万別である。調査官による調査が1回で審判が1回のものであれば、調査が1回だけのものもある。

[委員]

- ・ 少年が非行を犯した後、家庭裁判所に送致されてからどのような扱いを受けることになるのか。

[説明者]

- ・ 警察で捜査し、その後、検察庁を経て裁判所に事件が送致されるが、記録だけで送られてくる在宅事件と身柄が少年鑑別所にある場合の身柄事件がある。身柄事件の場合、4週間のうちに調査を終え、審判をすることになるが、通常、身柄が少年鑑別所にあるため、個別調査が中心となり、集団的な保護的措置を講ずるのは難しい。試験観察になり、自宅に帰ることになれば、例えば清掃活動をさせるといった保護的措置を行うこともある。在宅事件の場合は、おおむね3箇月以内に最終的な判断をすることになるが、通常、調査を行いその少年に合った保護的措置のプログラムを行うように指示をし、その保護的措置を受けた上でその結果を踏まえて家庭裁判所調査官が裁判官に報告して、処分が決まることになる。
- ・ 家庭裁判所調査官において、事件記録を精査し、少年や保護者からの事情を聞いた上でプログラムを選定しているため、事件が送られてきて、いきなり保護的措置のプログラムを行うことはない。最低でも面接して事情を聴き、少年にとってふさわしいプログラムかどうかをチェックした上で、受けさせている。
- ・ 調査官による調査を経た上で、最終的に審判を開始するかどうかの検討をした結果、裁判官が審判の中で、少年に対し、問題点を指摘したり、諭したりした方

がよいということになれば審判を開始し、問題点を指摘したり、諭したりすることになる。裁判官が審判において行う説諭や問題点の指摘そのものも保護的措置の一つである。それでも少年の再非行防止に不十分と判断した場合には、改めて保護的措置のプログラムを実施したり、保護観察に付することを検討する。

[委員]

- ・ 保護的措置において、全体の3分の2近くは交通関係のものであるようだが、交通講習の占める割合が大きいという理解でよいか。
- ・ 昔は暴走行為が多かった印象があるが、最近では減ってきて、交通関係の非行というのは、スピード違反が多いのか。

[説明者]

- ・ 交通講習を数多く実施していることに間違いはない。これらの交通講習は何十年も前から行っているもので、歴史が古く、全国の支部を含めた家庭裁判所で行われており、対象者も多い。交通講習以外のプログラムについては、開始してから10年に満たないもので、歴史も浅く、実施状況にもばらつきがある。交通講習以外のプログラムについても汎用性があり、より広く使えるものに整備していく必要があると思われる。
- ・ 交通事犯の内訳をみると原動機付自転車の無免許運転事案が多く、有免許事案においては、スピード違反やいわゆる交通事故における自動車運転過失傷害の占める割合が高い。少年の運転が未熟なことによる単純な追突等の事案が多くみられる。

交通事犯の場合、非行の中身を類型化しやすく、共通の課題で学習させやすいことから、集団で行うのに適している。交通ルールや罪を犯した場合の責任の教示に関しては、講習に適し、効果も上がるとされており、実施件数も多い。他のプログラムについては、改良の余地があり、対象少年の吟味についても課題は残っている。

[委員]

- ・ 保護的措置を行った場合、再犯率は減少しているのか。

[説明者]

- ・ 効果の有無については多様なファクターがあり、現時点では保護的措置の効果を厳密に抽出することは難しい。数字では計り知れない部分もある。今後、いろいろな種類のプログラムを実施し、データが蓄積されれば、再犯率との検証もある程度は可能となろう。

[委員]

- ・ 保護者が、少年に対し、適切な指導をしないことが切実な問題と考えるが、裁判所はどのように考えているのか。

[説明者]

- ・ 少年の更生、再非行の防止の一番の資源は家庭であり、保護者である。保護者が大人の良いモデルとなってくれることが最大の資源である。少年の初めての非行に戸惑ったり、悩んだり、失敗したと強く思っている保護者に対し手当することが有効であり、集団講習やグループワークは、保護者同士が励まし合い、もう一度少年と向き合っていこうというきっかけになる。しかし、全ての少年事件に対し、適切で有効と言えるプログラムはない。例えば、保護者の意欲が乏しく、プログラムに非協力的なこともある。この場合は、裁判官の指示を受け、家庭裁判所調査官が個別に対応することになる。最終的には保護処分とせざるを得ない事案もある。

[委員]

- ・ 裁判所も各種事件を処理しており、非常に忙しいと思うが、保護的措置を行政や民間に委ねることを考えてもよいのではないか。

[説明者]

- ・ 民間に完全に委託してしまうと、報酬をいくら払うのかという問題もある。清掃活動は、少年友の会というボランティア団体をお願いしている。交通講習における講師を外部に依頼したり、被害を考える会についても外部講師をお願いしている。現在、裁判所と連携してもらっている団体以外にふさわしい団体が考えられるのか模索しているところである。

[委員]

- ・ 非行に対する処分をもう少しはっきりと提示した方がよいのではないか。また、もう少しきついペナルティーを課すプログラムを取り入れて、社会的ソースを利用することにより非行の再発を防止することも必要であり、それが少年のためにもなるのではないか。非行に対する処分を厳しくしなければ、少年が社会を甘く見ることになりはしないか。

[説明者]

- ・ 少年に対して厳しく接することは、ある意味必要であるが、プログラムは、社会性が未熟で、非行も比較的進んでいない段階の少年を対象に行っている。それら対象少年に対しては、共感を持って被害者のことを考えさせたり、清掃等の活動の中で社会について考えさせることがより重要である。少年に対する多様なアプローチを準備し、硬軟取り混ぜながら更生に導いていくことが必要と考える。
- ・ 少年事件において、審判不開始や不処分により終了する事案が多いことから、厳しさの面で疑問が生ずるかもしれないが、事案によっては、少年院送致など厳しい処分も行っている。
- ・ 被害を考える会の対象となる少年や保護者から、効果検証として感想文を得ている（一部紹介）。

[委員]

- ・ 効果の見極めはどのように行っているのか。

[説明者]

- ・ 各プログラムの実施後、感想文の提出を求めるなど、必ず文書を作成させ、振り返りをさせている。また、少年友の会や家庭裁判所調査官においてプログラムの振り返りを行っている。プログラム実施時の少年の態度が悪いなど、必要がある者については個別に面談して指導することもあり、場合によっては、改めて審判に付す場合もある。全ての少年に対して特効薬的に効果があるとまでは言えないが、少なからず再非行防止には役立っていると考えている。

[委員]

- ・ 地域資源を開拓していきたいとのことであるが、清掃活動や奉仕活動以外に具体的にどのような人に、どのような活動を行ってほしいと考えているのか。

防犯に関するボランティア団体の傘下には公的な、あるいは私的な組織が多くあり、警察等が実質的に束ねている。それと比較すると、裁判所の地域に対するネットワークは貧弱に見える。

[説明者]

- ・ 裁判所に比べ、警察等が地域と強く密着していることは承知している。貴重な意見として承っておく。今後、保護的措置を行う上で、参考としていきたい。

9 少年事件における被害者傍聴について

第15回の委員会において、少年事件の被害者傍聴について実例があれば紹介することになっていたが、現時点で広島家裁本庁において実施例はない。

10 次回の予定等

(1) テーマ

「子どもを巡る紛争解決に向けた家庭裁判所の取組について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成23年6月1日(水)午後3時

以上